

## 第1回（2010）事例演習問題コンテスト審査結果について

### 1 応募者の概要

応募者 4名で新潟大学の学生 1名、北海学園大学の学生 1名、卒業生 2名であった。  
作成してきた問題はいずれも債権法に関する問題であった。

### 2 審査結果について

- 1等 該当なし
- 2等 【作品1】佐藤信吾（新潟大学）
- 3等 【作品2】加畑裕一郎（北海学園大学）  
【作品3】浦澤佳弘（北海学園大学法務研究員）  
【作品4】大塚武史（北海学園大学法務研究員）

### 3 講評

審査に当たっては、複数の論点を含み、その論点が、基本的な論点であること、事例が無理のないものであること、事例を読んですぐ論点に分かるものではなく、問題文の中に「つまずきの石」あるいは「ひっかけ」となるようなものが含まれているのを1等とすることとした。しかし、今回は、最後の要素を含む応募がなかったため、1等は該当なしとした。

【作品1】の事例問題は、預金者は誰か、準占有者に対する弁済、差押えと相殺に関するものであった。差押えと相殺の論点は、古くからの論点であるとともに債権法改正の検討事項にも含まれているテーマでもあり、論点の選択が適切であった。設例も非常に分かりやすいもので、奇をてらったところがなかった。

【作品2】の問題は、瑕疵担保、債務（付随義務）不履行解除、拡大損害に関する問題であった。瑕疵担保、債務不履行解除を問題とすること自体はよいが、試験問題としては、瑕疵担保でももう少し別な論点を選んだ方が良かったのではないかと思われる。問題の設定に無理がある部分もあった。

【作品3】の問題は、契約責任と不法行為責任に関するものである。問題が特殊で、論点が限定されていて、事例問題としてはやや適性を欠いている。ただ、模擬裁判の課題などとしては興味深い事例であった。

【作品4】の問題は、インターネット取引、オークション、瑕疵担保に関する問題である。ただ、瑕疵担保の法律的論点というより、あてはめ（事実の法的評価）の問題となっており、事例問題としては、適性を欠いている。この問題も、模擬裁判などで取上げるテーマとしてはおもしろい事例であった。

以上から、審査結果のような順位となった。